

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（第1回）-議事要旨

日時：平成30年9月25日（火曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

●出席者

・出席委員

川瀬座長、赤司委員、亀谷委員、佐々木委員、辰巳委員、鶴崎委員、花形委員、山川委員、山下委員

・オブザーバー

石油連盟、セメント協会、電気事業連合会、電子情報技術産業協会、日本化学工業協会、日本ガス協会、日本自動車工業会、日本ショッピングセンター協会、日本製紙連合会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本ビルディング協会連合会、日本旅館協会、不動産協会

・事務局

吉田省エネルギー課長、吉川省エネルギー対策業務室長、立石省エネルギー課長補佐、吉川省エネルギー課長補佐

●議題

1. 議事の取扱い
2. 平成30年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項
3. エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正に伴う関係法令の整備に関する審議

●議事概要

議題1. 議事の取扱い

議事の取扱い案は了承された。

議題2. 平成30年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

事務局より説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- ベンチマーク制度について、過去に導入した業種における運用状況の振り返りに関する議論が必要ではないか。
→今年度の審議の中で現行制度が有効に機能しているかどうか議論させていただく。
(事務局)

審議事項案は了承された。

議題3. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正に伴う関係法令の整備に関する審議

まず、事務局より資料3「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の一部を改正する法律について」の説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- AIやIT技術を活用して連携省エネを図っていく際に、サーバーの使用により増エネになることはないか。
- データセンターの省エネ効率はすごく上がってきているので、クラウド化することにより一般の企業内でデータ処理するよりもエネルギー消費は減ると推測する。
- 連携省エネルギー計画については様々な事例があり、事業者が認定されるかどうかの判断に迷う場合が想定されるが、認定の手続きはどのようなになるのか。
→「連携省エネルギー計画の作成のための指針」を作成し、国としてどのようなものを認定するのかを示していく。また、本省や経済産業局による説明会を通じて周知していく。(事務局)

続けて、事務局より資料4「連携省エネルギー計画の認定制度について」の説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- サプライチェーンなどを考えた場合、多くの商品を扱っている小売事業者は連携省エネの分配を上手くできるのか。
→連携はプロジェクトごとに見るので、分配は可能であり、1社に対して複数社と連携することも想定している。(事務局)

- 連携省エネ量の算出方法は、認定を受けている期間中に変更することはできないのか。
→算出方法については、「半製品の比で按分する」等の定性的な考え方を認定することになる。その考え方自体を変更する場合は、変更の申請をしていただく必要がある。(事務局)
- 連携省エネルギー計画のスケジュールについては、省令が公布され、その後に申請をして、施行と同時に認定が開始され、連携省エネ量の算出方法に変更があったら変更届けを出す、という手順であるとの理解でよいか。
→その通り。(事務局)

続けて、事務局より資料5「認定管理統括事業者制度について」の説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- 認定管理統括事業者制度において、判断基準の適用範囲は認定管理統括事業者となった親会社のみ適用されるのか、あるいは親会社、子会社等それぞれに適用されるのか。
→判断基準については、工場等を設置している者に対して適用されるため、子会社も含めて適用となる。(事務局)
- 現行の判断基準では、特定事業者及び特定連鎖化事業者にあつてはエネルギー管理統括者等を責任者として配置するとなっているが、認定管理統括事業者制度における子会社や関連会社が特定事業者である場合に、エネルギー管理統括者を置かなくてよいとなると、この責任者はどのような人を置くことになるのか。
→現行の特定事業者及び特定連鎖化事業者が管理関係事業者となった場合、認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者が責任者になる。なお、判断基準の改正が必要。(事務局)

続けて、事務局より資料6「中長期計画の提出頻度の軽減について」の説明のあった後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

- 2年連続S評価の事業者の中長期計画の提出が軽減されることは効率化の面からは良いこと。
- 2年連続S評価の事業者が、他の施策との関係で中長期計画書の項目に新たな記載が必要となる場合は、中長期計画書の提出が必要か。
→中長期計画書に新たな項目を記載したものを提出いただくことをお願いしたい。(事務局)

以上のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正に伴う関係法令の整備に関する審議の内容は、9月27日の省エネルギー小委員会で報告する。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

Tel 03-3501-9726 Fax 03-3501-8396